

別表第2(第6条関係) 抜粋 (令和3年3月改正)

◇体育館基本使用料

(1) 屋内施設基本使用料

利用区分		単位	金額
山口市小郡体育館	6分の1面につき	1時間	52円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの使用料は、規定の使用料の5倍の額とする。
- 3 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(3) 設備基本使用料

利用区分		単位	金額
体育館照明	山口市小郡体育館 6分の1面につき	1時間	73円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。